



空家を活用した障がい者グループホーム の建設に対する補助制度をはじめました

従来から生駒市には、障がいをお持ちの方やその家族から、『親亡き後』に住み慣れた地域で安心して暮らせる施設として、グループホームに入所したいという要望が数多く寄せられていました。

一方、グループホームの開設にあたっては、消防法をはじめとする関係法令等による設備要件や防犯関連設備も必要になってきており、整備費用が高額となりがちで、設置者である社会福祉法人等にとっては大きな課題となっています。

本市としては、障がいをお持ちの方がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉法人等によるグループホームの建設が活性化することを目的として補助制度をはじめました。

同時に、空家（中古住宅）をグループホームとして活用しやすいよう支援することにより、空家対策の一環として地域コミュニティの活性化にも期待しています。

●補助制度の概要（平成29年10月1日施行）

○補助の対象となる社会福祉法人等

- (1) 障害福祉サービスのいずれかにおいて本市で過去3年以上の実績がある者
- (2) 利用予定者又は利用者のうち4分の3以上の方が、本市の共同生活援助（グループホーム）の支給決定対象者であること。
- (3) 空家を活用したグループホームであること

○補助の対象となる整備費用

- (1) 消防法令上、設置義務がある消防設備の整備費
- (2) 防犯対策のための防犯カメラ等の整備費
- (3) バリアフリー化の整備費

○補助額

対象経費の合計額に4分の3を乗じた額と、1名60万円に定員人数（上限6人）を乗じた額のいずれか低い金額（※ただし、予算の範囲内とします。）

※その他詳しい条件については、障がい福祉課までお問い合わせください。

○障がい者グループホームとは…

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

○本市におけるグループホームの状況は… 7事業所 合計定員34名

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市障がい福祉課（鍛田・石倉） ☎0743-74-1111（内線791）